

足立区千住壁画の道ギャラリー使用申請書＜記入例＞

様式第1号（第5条関係）

令和元年 9月 1日

（提出先）足立区長

企画展示＝千住の歴史及び文化を紹介する資料等の展示

千住壁画の道ギャラリー使用申請書
（ 企画展示 ・ 一般展示 ）

一般展示＝絵画、写真などの展示

使用申請者

区分	（○）個人：区内在住・在学・在勤の個人 （ ）団体：区内に所在地を有する学校・事業者・任意団体・公的機関
団体名	
氏名	千住 壁画太郎
住所	足立区中央本町1-17-1
電話番号	03 （ 3880 ） 5111

下記のとおりギャラリーの使用を申請します。

使用日・使用期間には、準備・後片付けを含みます。

記

【公表】欄は区のホームページ・SNS等に掲載されます。

展示名	【公表】	山の写真展
展示者名	【公表】	千住 壁画太郎
使用日・使用期間		令和元年10月 1日（火）～令和元年10月31日（木）
展示日・展示期間	【公表】	令和元年10月 2日（水）～令和元年10月30日（水）
展示補助具		※区貸与の吊金具以外を使用する場合

- ※ 企画展示は、使用日の属する月の1年前の月の初日から7月前の月の末日まで、一般展示は、使用日の属する月の6箇月前の月の初日から1月前の月の10日まで申請を受け付ける。
- ※ 【公表】欄は、足立区ホームページに掲載し、各種情報誌等へ情報提供を行う。
- ※ 使用期間には準備及び後片付けの期間を含み、1月を限度とする。ただし、長期間使用することに公益性が認められる場合は、1年を限度とする。

別紙「承認条件」と共に、申請書を提出する前に、必ずご確認ください。

承認条件（足立区千住壁画の道ギャラリー運営要綱抜粋）

（禁止行為）

第9条 次の各号の行為は、禁止する。

- （1） 営利及び宗教活動を目的とした施設の使用
- （2） 公序良俗を害するおそれがあると認められる施設の使用
- （3） その他、区長が不相当と認める施設の使用

2 前項の行為が判明した場合は、区は直ちに使用承認を取り消し、以降は当該使用者の使用申請を受け付けけないものとする。

（使用方法）

第10条 使用者は、施設の使用に当たって次の各号を遵守しなければならない。

- （1） 近隣住民及び来園者に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- （2） 飲酒及び喫煙をしないこと。
- （3） 区が貸与する鍵類及び吊金具等は厳正に管理すること。
- （4） 展示の補助具は、区が貸与する吊金具に限るものとし、やむを得ずその他の方法による場合は、申請時に区に申し出て予め承諾を得ること。
- （5） その他区が別途示す施設の使用方法を遵守すること。

（賠償責任）

第11条 使用者は、施設、施設に備え付けの物品等、貸与の鍵類、物品等を滅失し、又はき損したときは、区が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（事故）

第12条 使用者は、その責に帰すべき事由に基づく事故について責任を負うものとする。

2 前条又は前項に該当する事由が発生したときは、使用者は直ちに区に報告を行わなければならない。

3 資料等、作品等の変質、破損、盗難等の事故は、区は一切の責任を負わない。

（原状回復）

第13条 使用者は使用期間の終了に際し、施設を清掃すると共に原状に回復しなければならない。